

令和4年3月4日

合併公告

株主及び債権者各位

東京都世田谷区若林三丁目1番18号
ココネ株式会社
代表取締役 富田洋輔

当社は、令和4年4月20日を効力発生日として、合併によりCARROT株式会社（住所：東京都世田谷区若林三丁目1番18号。）の権利義務全部を承継して存続し、CARROT株式会社は解散することにいたしましたので、下記の通り公告いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。また、会社法第797条第1項の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求をされる株主は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、その旨および株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

(当社)

<https://www.cocone.co.jp/legal/public-notice.html>

(CARROT株式会社)

掲 載 紙	官報
掲載の日付	令和4年3月4日
掲 載 頁	125頁 (号外第45号)